

【テーマ】 同和問題(部落差別)

【発行月】 R1.7

7月10日～8月9日は部落解放月間 差別意識は解消されていない 55%

部落解放月間は、昭和44年7月10日に「同和对策事業特別措置法」の施行を記念して鳥取県が翌年に制定し、7月10日からの1カ月間、県民一人ひとりの同和問題に対する正しい理解と認識を深めることを目的として設けられています。

町民意識調査から

町が平成29年に実施した人権意識調査によると、部落差別の現状について「就労・教育面での格差や差別意識は解消されている」が28.6%、「もともと格差や差別は存在しない」が6.2%に対して「就労・教育面での格差は解消されたが、差別意識は解消されていない」が46.9%、「就労・教育面での格差や差別意識は現存している」が8.4%と、今も差別意識などが解消されてないと考える人が55.3%ありました。また、過去3年間で日常生活の中で部落差別に出会ったことがある人は11.8%ありました。

現在も部落差別は存在

平成28年施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)では、「現在もなお部落差別が存在すること」、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じている」こと、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない」ことを明らかにしています。

私たちは、現在もなお社会に部落差別が存在することを認識し、他人事ではなく、自分も含めた全ての者の問題として捉えることが必要です。

なぜ差別意識は解消されていないのか、差別に出会った際取るべき行動は何か、そんな振返りができる期間にしたいものです。